

令和5年度(2023年度) サービス継続支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 サービス継続支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(令和4年度第二次補正予算分)実施要綱(令和4年12月16日付障発1216第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、一部改正令和5年5月8日付障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。)に基づき、対象事業者が通常のサービス提供時では、想定されない、かかり増し費用を助成することを目的として、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助事業及び補助事業者)

- 2 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表の第1欄に、補助対象事業者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

- 3 この補助金の対象経費は、別表の第4欄に掲げる経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
なお、国実施要綱に掲げる額を当該年度の上限とする。

(補助金の交付申請)

- 5 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。))に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書 保福第1の2号様式
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書 保福第1の16号様式
 - (3) 事業精算書 保福第1の31号様式
 - (4) 別に指示する様式

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業者等は、規則、本交付要綱及び本補助金の交付決定通知に従わなければならない。
 - (2) この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合(仕入控除税額が0円

の場合も含む。)には、別記様式によりその金額を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌々年度6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

- (3) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (5) (4)の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (6) (5)に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (7) 補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業等の確定の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければならない。
- (9) 次のアからエのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
 - ア 虚偽の申請によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - イ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - ウ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく北海道知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (10) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延

滞金を道に納付しなければならない。

- (11) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (12) 補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認める場合は、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

（補助金の交付決定等）

- 7 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス等事業所との協力支援事業に係る補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付規則第4条に規定する補助金の交付決定及び交付規則第15条に規定する補助金の額の確定を同時に行い、補助事業者に通知するものとする。

（その他）

- 8 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)11月8日から施行する。

別表

1 対象事業	2 補助対象事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
<p>1 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業</p>	<p>以下のいずれかに該当した障害福祉サービス施設・事業所等（指定都市・中核市所在施設・事業所等除く。）</p> <p>1 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス施設・事業所（職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。） ※職員に濃厚接触者（令和5年5月8日以降は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ。））が発生し職員が不足した場合を含む。</p> <p>2 濃厚接触者（令和5年5月8日以降は感染者と接触があった者）に対応した短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所（施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）、訪問系サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）</p> <p>3 北海道から休業要請を受けた通所系サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）、短期入所サービス事業所 ※令和5年5月7日まで適用</p> <p>4 発熱等の症状を呈する利用者又は職員（令和5年5月8日以降は感染等の疑いのある利用者又は職員）に対し、一定の要件のもと、自費</p>	<p>国実施要綱に掲げる額</p>	<p>国実施要綱に掲げる報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金（ただし、これまでに補助を受けたものを除く。）</p>	<p>10 10 以内</p>

	<p>で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所である入所・居住系サービス事業所（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く）（1、2の場合を除く）（国実施要綱別添2の規定による一定の要件を満たすもの。）</p> <p>5 1、3以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した通所系サービス事業所（通常形態でのサービス提供が困難であり（令和5年5月8日以降は、通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合）、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。））</p>			
2 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業	<p>以下のいずれかに該当した障害福祉サービス施設・事業所等（指定都市・中核市所在施設・事業所等除く。）</p> <p>1 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス施設・事業所又は濃厚接触者（令和5年5月8日以降は感染者と接触があった者）に対応した短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所に対し、協力する障害福祉サービス施設・事業所</p> <p>2 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する障害福祉サービス施設・事業所</p>	国実施要綱に掲げる額	国実施要綱に掲げる報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金及び交付金（ただし、これまでに補助を受けたものを除く。）	10 10 以内